

道路占用許可申請に必要な書類等

※2部提出をお願いします。

☆共通書類☆

①申請書 ②占用物件の位置図 ③現地の写真（カラー）

工事着工前に申請してください。

許可書と一緒に完了届の用紙をお渡しします。

完了後は、完了後の写真を添付して、必ず完了届をご提出ください。

※道路を掘削する場合は、完了届に施工中の写真も添付すること。

◇給水管等地下埋設物◇

平面図、断面図、道路復旧断面図

※下関市道路占用掘削による路面復旧工事基準を参照ください。これにより
難しい場合はご相談ください。

※重圧管は、カタログを添付すること。

◇架空線等◇

平面図（占用物件の延長がわかるもの）、占用物件の構造図

※電線の最下部と路面との距離が5m以上であること。

（既設の電線に付属して設ける場合、その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合は4.5m、歩道上は2.5m）

◇カーブミラー◇

平面図、断面図、構造図

※カーブミラーの構造、規格は、「道路反射鏡設置指針」を参考とすること。

※地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とすること。

※申請者は、自治会、商店会その他これらに準ずるものとする。

◇防犯灯◇

平面図、断面図、構造図（カタログ等）

※地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とすること。

※申請者は、自治会、商店会その他これらに準ずるものとする。

※電柱に添架する場合は、電柱管理者の許可を得ること。

◇床版（幅6m以内）◇

平面図、断面図、道路を掘削する場合は、道路復旧断面図
※下関市道路占用掘削による路面復旧工事基準を参照ください。
※詳細はご相談ください。

◇掲示板◇

平面図、断面図、構造図（カタログ等）
※公共的目的のために設置するものに限り認める。広告がついているものは認めない。
※地先居住者に支障を及ぼすおそれのない場所とすること。

◇日よけ◇

平面図（占用物件の面積がわかるものとする）、構造図
※歩道上の出幅1.0m以下、下端が路面から2.5m以上
（自治会が申請設置するものは2.0m以上）
※詳細はご相談ください。

◇足場・工事用仮囲い◇

平面図（占用物件の面積がわかるものとする）、断面図
※占用の理由（解体・塗装等）を申請書に記入すること。
※緊急連絡先を必ず記入すること。（申請者と施主・施工業者・元請けが異なる場合は連絡体制を記載し提出すること。）
※交通に支障を及ぼさない構造とすること。
※清掃し、現状復旧すること。



○その他ご不明な点は、お問合せください。

下関市役所 建設部 道路河川管理課 管理係

TEL 083-231-1370

FAX 083-231-1937

E-mail kskasenk@city.shimonoseki.yamaguchi.jp